

2022年8月

小売電気事業に関する最近の議論 (中間とりまとめと実務に与える影響)

弁護士 横井 邦洋 / 弁護士 宇田川 法也 / 弁護士 藤木 崇

最近のウクライナ侵攻等の影響を受けた世界的な LNG 等の原燃料価格や卸電力市場価格の高騰により、小売電気事業を巡る環境は大きく変化しています。

このような状況を受け、電力・ガス基本政策小委員会を中心に小売電気事業に関する法規制について本年1月から約半年間にわたり議論がなされ、2022年7月20日に今後の小売政策の在り方について(中間とりまとめ)(以下「中間とりまとめ」)の案が提示され、大筋の合意を得ました。

本稿では中間とりまとめの内容及び小売電気事業の実務に与える影響についてご紹介します。

1. 従前の電力小売価格の状況と最終保障供給制度

(1) 電力自由化の例外としての経過措置料金と燃料費調整制度(主に家庭向け低圧分野)

現在、小売電気事業は、電気事業法(以下「法」)上登録制の下で事業を行うこととされており¹、700を超え事業者がその登録を得ています(以下、登録を得た小売電気事業者を「小売事業者」といいます。)²。

各小売事業者は、原則として自由に需要家に対する電気料金を設定することが可能です(いわゆる電力自由化)。しかし、例外的に、平成26年改正前の電気事業法(以下「旧法」)の下で一般電気事業者であった小売事業者(以下「みなし小売事業者」)については、主に家庭向けである低圧部門について料金規制(以下「経過措置料金」)・供給義務が課せられています³。経過措置料金の料金設定においては、燃料価格に応じて電気料金の調整がなされる仕組みとした上で、その料金の上昇には一定の歯止めがかかるようになっています(以下「燃料費調整制度」)。

また、みなし小売事業者以外の小売事業者(以下「新電力」)の電気料金価格の設定においても、上記のとおりその設定は自由ではあるものの、自社メニューのメリットを強調するために、同一エリアのみなし小売事業者と同一の価格条件の設定を行う事業者が多数存在している状況でした。

¹ 法第2条の2。

² https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

³ 法附則(平成26年法律第72号)第16条第1項・第4項、旧法第21条第1項。なお沖縄エリアについては2000kW未満の需要に応える小売供給が規制の対象ですが、本稿では便宜上低圧を経過措置料金・供給義務の対象として記載しています。

(2) 電力自由化のセーフティネットとしての最終保障供給(主に産業用高圧分野)

電力自由化により、上記の経過措置料金による供給義務を負う場合を除き、小売事業者に対しては電気の供給義務が課せられていないため、現行法は、いずれの小売事業者からも電気の供給を受けていない需要家に対して、いわゆる「セーフティネット」として、一般送配電事業者による最終保障供給を受けることを可能としています⁴。当該最終保障供給は経済産業大臣に届出がなされた最終保障供給約款に基づき行われ⁵、現在、その料金水準はみなし小売事業者が設定している標準的な料金メニューの約 2 割増しで設定されていました。

2. 中間とりまとめにおける今後の方向性と実務に与える影響

以下、中間とりまとめの内容及びその背景、今後の実務に与える影響についてご説明します。

(1) 最終保障供給・各みなし小売事業者の標準メニューにおける料金の見直し(主に産業用高圧分野)

A. 背景

a. 近時の燃料価格・卸売電力価格の高騰と新電力の経営危機

近時の需給ひっ迫や燃料費の高騰を受け、卸電力市場(JEPX)での電気の市場価格は上昇傾向にあり、事業撤退や受付停止を表明し、経営危機に瀕する新電力も生じているという状況です⁶。

b. みなし小売事業者への戻り需要

新電力の経営危機に伴い、新電力と契約していた需要家が新たな契約先としてみなし小売事業者に対して小売供給契約の締結を依頼する動き(いわゆる「戻り需要」)が増加しています。

しかし、このような戻り需要はみなし小売事業者にとっても当初想定していた供給力を上回る需要への対応となるため、経過措置料金による供給義務の対象ではない需要(高圧以上)について、みなし小売事業者が従来の標準的な料金メニューによる受付を停止したり、最終保障供給上の料金水準又は市場連動型の料金メニューを提示する対応が見られていました⁷。

c. 最終保障供給の増加

需要家としても、みなし小売事業者から電気を調達するよりも一般送配電事業者から最終保障供給を受けた方が経済条件として有利という状況が生じていることから、最終保障供給の申込みが急増しています。この点については、本来セーフティネットであるべき最終保障供給の在り方(小売事業者間の自由競争や適正な価格形成の阻害)や、本来調整力として活用されるべき供給力が需要家向けに用いられてしまうことによって安定供給確保に悪影響を及ぼし得ることが懸念されていました。

B. 中間とりまとめにおける対応

最終保障供給上の料金(以下「最終保障供給料金」)については、卸電力市場価格(具体的には各エリアのエリアプライス)の平均実績を反映することで、自由料金と一定程度連動させ、かつ、自由料金との逆転現象の是

⁴ 法第 2 条第 1 項第 8 号イ。

⁵ 法第 20 条第 2 項。

⁶ 中間とりまとめによると、2021 年 1 月以降 2022 年 6 月 28 日時点までに破産、会社更生、民事再生及び特別清算に至った小売事業者は 20 社、この他に休廃止に至った小売事業者は 22 社とのことです。

⁷ 第 71 回制度専門設計会合(2022 年 3 月 24 日)においてみなし小売事業者によるこのような行動が独占禁止法・電気事業法上で問題ないことが示されています。

正を図ることとされています。

また、適正な電力取引についての指針(以下「適取 GL」)上、各みなし小売事業者の標準メニューの取扱いについても、「コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等(調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。)」に応じ、定期的に見直すことも考えられる。」という追記がなされることが予定されています⁸。

C. 実務に与える影響

上記の中間とりまとめにおける対応により、最終保障供給料金及び各みなし小売事業者の特別高圧・高圧での標準メニューの料金水準が補正され、①みなし小売事業者は見直し・補正後の標準メニューを需要家に対して提示することになり、②A.c.で述べたような最終保障供給料金とみなし小売事業者の標準メニューが逆転している状況が是正されることが見込まれます⁹。

①については、現に各みなし小売事業者も特別高圧・高圧の標準メニューを見直しの検討を開始することを公表しています¹⁰。今後の検討結果の公表や、新電力の設定するメニューに対して与える影響について今後注視が必要なものと考えられます。

②については、現在最終保障供給を受けている需要家が、他の小売事業者に対して再度小売供給を求めるといった動きが生じることが考えられます。

(2) 新電力の料金高騰リスク対応に対するガイドラインの整備(主に家庭向け低圧分野)

A. 背景

a. 新電力固有の料金高騰リスク対応

1(1)のとおり、従前は多くの新電力が同一エリアのみなし小売事業者と同一の価格条件・同一の燃料費調整制度を採用していましたが、当該みなし小売事業者の価格条件・燃料費調整制度は、必ずしも個々の新電力の電力調達コストを反映したものではありませんでした。このため、特に燃料価格高騰時にはいわゆる逆ざやが生じやすい状況にあり、新電力の経営危機を招く原因の一つであることが指摘されていました。

このような状況を踏まえ、今後は、新電力が個々の調達費用を反映した固有の燃料費調整の導入を含む料金高騰リスクに対応した料金メニューを新たに採用する動きが増加することも予想されます。

b. 需要家保護

上記のとおり、今後個々の新電力が新たな料金メニューを設定することも想定されるため、その場合は需要家目線で各小売事業者間の料金体系の比較を可能とし、かつ需要家への当該料金体系に関する内容・リスクの十分な説明が望ましいものであると考えられます。

B. 中間とりまとめにおける対応

今回の中間とりまとめにおいては、新電力による個々の料金メニューの変更を実施する動きを促し、かつ需要家が各社の採用する当該料金体系の内容・リスクを理解し、かつ各小売事業者間の採用する条件が比較しやすい状況を確保する観点から、各ガイドライン上における以下の追記・変更を予定することが明記されました。こ

⁸ 本ニュースレター執筆時のパブリックコメントの内容として <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000239097>

⁹ 現に、各一般送配電事業者が最終保障供給約款の変更を行い、2022年9月1日を実施予定日として最終保障供給料金の見直しを行うことを公表しています。(東京電力パワーグリッドの例として https://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/press/2022/1663661_8617.html)

¹⁰ 東京電力エナジーパートナーの例として https://www.tepco.co.jp/ep/notice/pressrelease/2022/1663590_8667.html

れを受けて各ガイドラインの改定案が公表されており、本ニュースレター執筆時現在においてパブリックコメントの対象とされています。主な内容は以下の通りです。

- ① 適取GL上、(新電力においてもみなし小売事業者による燃料費調整制度に則った料金体系を採用することが否定されるものではないものの)「一般的には、小売事業者において、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることが考えられる。」との記載を追記する¹¹。
- ② 電力の小売営業に関する指針(以下「小売営業GL」)の中で、料金高騰リスクへの対応の参考事例を記載し、その中で(1)類型・基本的な仕組み(リスクヘッジ手法やそのコストの転嫁方法を含む。)及び(2)事業者・需要家それぞれにとっての主なメリットやリスク・負担コストの整理を示す。
- ③ 小売営業GL上、以下の行為を「望ましい行為」「問題となる行為」としてそれぞれ位置づける^{12,13}。

(望ましい行為)	
1.	燃料価格の変動による料金の変動リスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること。
2.	提供する料金メニューの燃料費調整の仕組みや、それによる料金の変動リスクについて、ホームページ等において、需要家に分かりやすい情報提供を行うこと、また、そうした説明に、一般的な需要家が容易にたどりつけるようにすること。
3.	小売事業者が燃料費調整に調整上限のある料金メニューを提供する場合には、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、小売供給約款等に定めるとともに、ホームページ等において、分かりやすく情報提供すること。
(問題となる行為)	
4.	小売供給契約を締結する際に、自社の燃料費調整の仕組みによるメリットのみならず、リスクについても需要家に対して十分な説明を行わないこと。

C. 実務に与える影響

上記の各ガイドライン上の規定の整備により、営業戦略上経過措置料金等みなし小売事業者と同様の条件を設定していた新電力において、自らの電力調達コストに応じた料金メニューへの変更を実施しやすくなる環境が整うこととなります。または、需要家とすれば、個々の新電力から多様な料金メニューが提示されることになり、小売供給による電力調達の選択肢が増えることが考えられます。

一方、上記ガイドラインの変更・追記により、小売事業者は当該料金体系のメリット・リスクについて需要家に対する十分な説明を行う必要性が高まることとなります。各小売事業者としては小売営業GLに従ってその具体的な説明方法・社内マニュアル等の策定・改訂を実施・検討する必要が生じることになると考えられます。

3. 終わりに

今回の中間とりまとめにおいては、上記で記載したほか、小売電気事業自体に関連する規制についても合わせて検討されることとされています。具体的には、①各小売事業者の託送料金等の未払額等を把握可能とする

¹¹ 注8参照

¹² 望ましい行為については原則として電気事業法上問題とならない行為(いわゆる「セーフハーバー」)として、問題となる行為については電気事業法上問題となる行為(業務改善命令や業務改善勧告が発動される原因となり得る行為)として位置づけられます。

¹³ 本ニュースレター執筆時のパブリックコメントの内容として <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000239099>

制度や、②小売登録審査・審査後の事業の実施状況に対するモニタリングの在り方等が継続して検討されることとされています。①については小売電気事業を事業譲渡、会社分割、合併により承継する場面¹⁴などにおいて、当該小売電気事業の財務状況や事業継続性の判断に資する可能性がある点、②については今後小売電気事業の登録や事業運営にとって影響がある点で、今後も注目していく必要があるように思われます。

また、紙面の都合上触れることができませんでしたが、必ずしも小売電気事業に該当するとは限らないものの、近時出現している新たなビジネスモデルに対する規制の在り方についても議論されることとされています。事業者にとっては、これらの議論についても注視が必要と思われます。

加えて、中間とりまとめにおいては、都市ガス小売事業についても原料費高騰下における需要家保護と料金の在り方について検討し、ガス料金に関するガイドラインであるガスの小売営業に関する指針の改定に言及されており、本ニュースレター執筆時現在において当該改定案がパブリックコメントの対象とされています。これらの内容についても、関連する事業者にとっては実務上の影響があり得るため注視が必要と思われます。

以上

¹⁴ なお、中間とりまとめにも言及がありますが、法上では「小売電気事業の全部」を承継する場合には当該小売電気事業者の地位を承継することができることとされています(法第2条の7第1項)。この場合は事後届出により小売電気事業の登録を承継することができますが(一部の承継に留まる場合は法第2条の2の新規の登録を得る必要があります)、全部の承継と言えるためには託送料金・インバランス料金等を含めた当該小売電気事業に関する全ての債権・債務の承継が必要です。小売電気事業全部の承継というために当該債権債務の承継が必要か否かという点については、場合に応じて資源エネルギー庁に事前に相談する必要があるかと思われます。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 横井 邦洋(kunihiro.yokoi@amt-law.com)
弁護士 宇田川 法也(noriya.udagawa@amt-law.com)
弁護士 藤木 崇(takashi.fujiki@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。